

安宅小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

小松市立安宅小学校

はじめに

いじめの定義

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの理解
- (2) いじめの未然防止
- (3) いじめの早期発見
- (4) いじめへの対処
- (5) 地域や家庭との連携
- (6) 関係機関との連携

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- (1) 実施する施策
 - ① 道徳教育及び体験活動等の充実
 - ② 学習指導と生徒指導の一体化
 - ③ 児童主体的な取組の推進
 - ④ 児童及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進
 - ⑤ 毎月のいじめアンケートの実施
 - ⑥ 市派遣相談員・スクールカウンセラーによる相談体制の整備
 - ⑦ 教育相談対応の向上を図る教職員研修の充実
 - ⑧ ネットいじめ等の防止と啓発活動の実施
 - ⑨ いじめ問題対策チームの常設といじめ対応アドバイザーの協力体制の整備
 - ⑩ いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための年間計画
- (2) 「いじめ問題対策チーム」の設置
 - ① 構成員
 - ② 機能・役割
- (3) 重大事態への対処
 - ① 重大事態の報告
 - ② 個別案件対応班による調査
 - ③ 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ④ 調査結果の報告
 - ⑤ いじめ解消について
 - ⑥ 記録等の保存について
 - ⑦ マスコミ等への対応について

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定するものである。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

【留意事項】

○個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦悩を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

確認する際に、行為の起ったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校のいじめ問題対策チームを活用して行う。

○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、

背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

○インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめ問題対策チームへ情報共有することは必要となる。

○いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマホ（携帯電話）で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（１）いじめの理解

いじめは児童の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼし、不登校、自殺、殺人など引き起こす背景ともなる重大な問題である。最近のいじめはスマホ（携帯電話）やパソコンの介在により、一層見えにくくなっている。いじめは誰もが加害者にも被害者にもなり得るものであると認識することが重要である。

（２）いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

（３）いじめの早期発見

いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

（４）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

（５）地域や家庭との連携

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、小松市教育委員会（以下「市教委」という。）学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。また、児童からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。

（６）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（児童相談所、小松警察署、医師、臨床心理士等）との適切な連携が必要であり、平素から、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

２ いじめの防止等のために実施すべき施策

校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教委とも適切に連携の上、実情に応じた対策を推進する。

（１）実施する施策

①道徳教育及び体験活動等の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

②学習指導と生徒指導の一体化

生徒指導の４つの視点を授業の中で意図的に取り入れ、児童のやる気を育てる。生徒指導研修等で自己指導力を高めるとともに、生徒指導部の提案に沿って学校全体で取り組む。

③児童の主体的な取組の推進

児童が学級活動や児童会活動等の特別活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う積極的生徒指導の充実を図る。

④児童及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進

児童及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動の充実を図る。

⑤学期ごとのいじめアンケートの実施

いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を実施する。

⑥スクールカウンセラー等による相談体制の整備

児童・保護者からの相談を受ける体制の充実を図り、教職員との協力体制の整備も図る。

⑦教育相談対応の向上を図る教職員研修の充実

いじめ防止等を含めた教育相談対応を向上させる校内研修を実施する。

⑧ネットいじめ等の防止と啓発活動の実施

児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。

⑨いじめ問題対策チームの常設といじめ対応アドバイザーの協力体制の整備

いじめ問題対策チームを常設し、いじめを見逃さない学校づくり、教職員の対応力向上に努め、いじめ対応アドバイザーとの協力体制を整備する。

⑩いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための年間計画

月	未然防止	早期発見	校内研修	検証 (PDCA)
4	○規律の徹底 ○授業づくり ・インクルーシブ教育 ・生徒指導の4つの視点 ○道徳科の充実 ・重点内容項目の決定 ・情報モラル教育の推進 ○生活目標の取組(各月)	●空き時間の教職員の協力体制の確立 ●児童の相談の仕方の共通理解 ●保健室、あったかルームとの情報交換(常時) ●わが町防犯隊の方との連携の確認 ●学級懇談会	☆生徒指導サポーターによる校内研修 ☆いじめについての共通理解 ☆児童理解研修会①(昨年度の申し送り事項の確認) ☆児童理解研修会②(特別支援学級) ☆職員会議(毎月1) ☆小中連携全体会(年3回) ☆生徒指導部(個人カルテ、生徒指導記録、学期初め気になる子)	・個人カルテ・生徒指導記録の記入 ・校内支援委員会 ・心の健康チェック(仮)
5	○遠足・自然体験活動・宿泊体験(6年)		☆児童理解研修会③	◇学校評価 ・児童・保護者アンケート
6	○児童集会 ・仲間づくり ○あいさつ運動	●いじめアンケート調査及び個人面談① ●保護者との連携個人懇談	☆児童理解研修会④ ☆いじめ対応アドバイザーによる研修会	◇いじめ問題への取組チェック (全教職員)
7			☆児童理解研修会⑤ ☆家庭確認週間	個人カルテ・生徒指導記録の記入 ・校内支援委員会
8			☆SC研修 ☆児童理解研修会⑥ (2学期スタートに向けて) ☆家庭確認週間	
9	○道徳科			
10	○運動会	●いじめアンケート調査及び個人面談②	☆児童理解研修会⑦	◇学校評価 ・児童・保護者アンケート
11	○遠足・自主プラン ○あいさつ運動		☆児童理解研修会⑧	◇いじめ問題への取組チェック (全教職員)
12	○人権集会 ・人権について考える (言葉遣い、関わり方、いじめなど)	●希望者個人懇談会	☆いじめ対応アドバイザーによる研修会	◇いじめ問題への取組チェック (全教職員)
1	○ボランティア活動 ・ユニセフ募金(児童会)		☆児童理解研修会⑨ (3学期スタートに向けて)	
2		●いじめアンケート調査及び個人面談③	☆児童理解研修会⑩(来年度への申し送り事項の検討)	

3	○引継ぎ集会			個人カルテの記入 ・生徒指導記録の記入 ・校内支援委員会
---	--------	--	--	------------------------------------

(2) 「いじめ問題対策チーム」の設置

いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、いじめ対策についての総括的組織として「いじめ問題対策チーム」を設置する。いじめ問題対策チームは、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・いじめ対応アドバイザー(警察 OB や退職校長等)により構成される。

① 構成員

校長をトップに、教頭、担任、教務主任、生徒指導主事、教育相談、養護教諭、心の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導サポーターで構成する。

②機能・役割

- ア いじめを見逃さない学校づくりの推進
- イ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
- ウ 「基本方針」の策定並びに教職員及び児童・保護者、地域に対する周知
- エ 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進
- オ スクールカウンセラー等関係機関と連携したいじめ問題への対応
- カ いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示
- キ 基本方針の策定から3年を目途に見直しの検討

(3) 重大事態への対処

①重大事態の報告

重大事態が発生した場合、市教委へ、事態発生について報告する。

②個別案件対応班による調査

いじめ防止対策推進法第 28 条に定める重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに、個別案件対応班を設け、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

③事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査を実施する調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などが考えられる。

④調査結果の報告

ア 調査結果は市教委に報告する。

イ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すためにスクールカウンセラーによるカウンセリング活動を実施する。

⑤いじめ解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。
- ・学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ・行為が止んでいない場合は、改めて、相当期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを確認する。
- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- ・学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

⑥記録等の保存について

- ・聞き取りや指導を行った際の記録については、基本的に学校の生徒指導記録に記し、管理職、生徒指導主事、個人カルテに綴り、残していくものとする。（記入は、手書き・データ入力どちらでもよい）
- ・いじめアンケート後の全校面談の記録は、いじめアンケート用紙に記入し、中学校卒業時まで年度ごと、学級ごとにまとめて保存しておくこととする。

⑦マスコミ等への対応について

市教委・県教委の指導のもと、原則、管理職が対応するものとする。

【いじめ対策組織図】

